（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
支援病院の開設者が、当該開設者及び都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、当該情報を閲覧することができる方式に従つて行うものとする。	（新設）
4　第一項の報告書の提出は、前項の規定により当該開設者が厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録をした時に都道府県知事に到達したものとみなす。	
5　（略）	3　（略）
第九条の二の二　（略）	**第九条の二の二**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　前条第五項の規定は、法第十二条の三第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。	6　前条第三項の規定は、法第十二条の三第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。
第九条の二の三　（略）	**第九条の二の三**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第九条の二第五項の規定は、法第十二条の四第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。	4　第九条の二第三項の規定は、法第十二条の四第二項の規定により、厚生労働大臣が第一項の報告書の内容を公表する場合について準用する。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百四十二号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年一月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

令和七年九月十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

改正後	改正前
別表第一	**別表第一**
（略）　（略）	（略）　（略）
令和六年度　年〇・六六パーセント	令和六年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）　年十五・四二パーセント
令和七年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）　年十七・三九パーセント	令和六年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）　年マイナス十三・五三パーセント
（削る）　（削る）	令和六年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）　年十八・三九パーセント

その他告示

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、告示第二号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和七年九月十六日

総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
農林水産大臣　小泉進次郎
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

区域		
都道府県名	郡名	市町村名	旧市町村名
富山県		魚津市	上野方村
福岡県		八女市	笠原村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。